

ひたちなか市奨学金返還支援補助金

確 認 書

私は、令和6年度ひたちなか市奨学金返還支援補助金の交付を申請するにあたり、以下の事項について「ひたちなか市奨学金返還支援補助金確認書」をもって確認いたします。

	確 認 事 項	該当 <input checked="" type="checkbox"/>	非該当 <input checked="" type="checkbox"/>
1	令和6年度ひたちなか市奨学金返還支援補助金申請時においてひたちなか市内に住所を有している		
2	申請時において市内に事業所等を有する中小企業※1に正規雇用され※2、かつ、市内の事業所等において就業している又は正規雇用※2として就業見込みである		
3	ひたちなか市奨学金返還支援募集要項の申請資格(4)アに該当する資格※3又はその他これらに準ずる職種でひたちなか市長が認める職種の資格を有し、市内に事業所等を有する事業主に正規雇用※2され、かつ、市内の事業所等において当該保有資格に基づき就業している又は正規雇用※2として当該保有資格に基づく業務に就業見込みである		
4	市内において起業し、1年以上継続して事業を行っている		
5	市内において個人で農業、漁業などの第1次産業の事業を営んでいる又はその事業に専ら従事しており、1年以上継続して事業を行っている又は従事している		
6	奨学金の返還を行っており滞納がない		
7	補助金の交付の対象となる奨学金※4の貸与を受けて、高等学校、高等専門学校、専修学校(専門課程)、大学(大学院、短大含む)に進学し卒業した者である		
8	市町村民税等の滞納がない		
9	他制度による奨学金の返還を対象とした助成・補助を受けていない		

令和 年 月 日

(申請者) 住 所

氏 名

生年月日

※1 中小企業 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業をいいます。

※2 正規雇用 本制度においては、雇用の期間の定めがない雇用であって、中小企業その他の事業者が定める労働基準法第9章に定める就業規則その他これに類するもので定める常勤の労働時間を勤務し、かつ、1週間当たりの勤務時間が35時間以上の方をいいます。

※3 職種 保育士、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、助産師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、柔道整復師その他これらに準ずる職種で市長が認める職種

※4 補助金の交付の対象となる奨学金 ①ひたちなか市奨学資金 ②独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金 ③茨城県奨学資金その他これに類する地方公共団体が貸与する奨学資金